

第15回 トラック輸送における  
取引環境・労働時間改善  
東京都地方協議会

その他報告について

---

令和5年12月

国土交通省関東運輸局 自動車交通部貨物課

## 異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛に要請文書を発出。（P 3）

## 適正な運賃收受のための荷主周知活動

○令和3年12月に「転嫁円滑化施策パッケージ」が内閣官房を中心に策定されており、原油価格の高騰等において、中小企業者等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、各種のコスト上昇分を適切に転嫁できるよう政府としても新たな取組を開始するとともに、フォローアップを通じて転嫁対策に取り組んでいく。（P 4～6）

○コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が昨年4月に策定され、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、円滑な価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする。（資料P 7～12）

## 「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、関係団体に対し令和3年5月に周知したところであるが、「建設資材」「紙・パルプ」の品目についても、物流ガイドラインが策定されており、各品目ごとの関係者において、課題の意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に向け取り組んでいく。（P 13）

## 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

自動車運送事業者による働き方改革の取組を「見える化」した制度を令和2年度に創設したところであるが、より高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」、「二つ星」に加えて、「三つ星」を導入し更なる自動車運送事業者の働き方改革を推進。（P 14～15）

## 中継輸送の普及・実用化に向けた取組

2024年以降、トラック輸送の業界においてもドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、人手不足が更に深刻化することが見込まれ、トラック輸送の効率化や労働環境改善による人材確保が急務となっている。国土交通省において広島、北海道の中継拠点において実証実験を実施し、拘束時間短縮の効果が認められたことから、中継輸送の普及促進策について検討中。（P 16～19）

## 燃料サーチャージ算出方法等の告示

燃料サーチャージの設定・収受が、「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来、「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）」において定められていた燃料サーチャージの算出方法等を、新たに告示として定めることとした。（P 20）

## 自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けた周知について（トラック運転者）

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のために、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えて行く必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等との関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知。（P 21）

事務連絡  
令和3年1月28日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課  
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室  
国土交通省自動車局貨物課

大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要があり、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、昨今の大雪時において、高速道路や主要国道で大規模な車両の立ち往生が発生し、大型トラックが滞留の原因となったことが確認されており、トラック事業者に対する指導にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら大雪時における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

## 【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和4年11月29日  
自動車局  
安全政策課  
貨物課  
審査・リコール課  
整備課

## 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

自動車局では、本年も、①車両対策(冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底)、②運送事業者対策(輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査)、③荷主対策(荷主への周知体制の確立)を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。  
運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

### ① 自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

### ② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検<sup>\*</sup>の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

<sup>\*</sup> [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html)

### ③ 荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

### (その他)気象情報の活用

- 気象庁HPの「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。  
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

### 【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意!』(パンフレット)
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意!』(チラシ)

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日  
内閣官房  
(新しい資本主義実現本部事務局)  
消費者庁  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
公正取引委員会

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

### 1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」(以下「集中取組期間」という。)と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

### 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

#### (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置(「違反行為情報提供フォーム」)を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

#### (2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。)の適用対象とならない取引(※)についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

(※) 資本金要件を満たさない取引(例: 資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引)や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引(「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託)

#### (3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する(「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定)。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

#### (4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

##### ① 下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
  - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
  - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買いたたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

### ②下請代金法上の「買いたたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

### ③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

### (5) 下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

### (6) 取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Gメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

### 3. 労働基準監督機関における対応

#### (1) 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

### (2) 労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

### 4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・ 来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。  
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比3%増、中小企業であれば給与総額1.5%増
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

### 5. 公共工物品質確保法等に基づく対応の強化

#### (1) 公共工物品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

## (2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年4月から施行される改正後の内航海運業法(昭和27年法律第151号)に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

## 6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
  - ・②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
  - ・③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)上問題となることを周知徹底する。

## 7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対応【公正取引委員会】

- ・「スタートアップとの事業連携に関する指針」(令和3年3月、公正取引委員会・経済産業省)を策定したところ。この指針ののっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000件程度の書面調査を実施する。
- ・調査の結果、
  - 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
  - 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
  - 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

## 8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化

### (1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

### (2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全庁の補助金に拡大することを検討する。

### (3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(平成30年9月、経済産業省)において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

## 9. 関係機関の体制強化

- ・優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請GMの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口(仮称)を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

## 10. 今後の検討課題

### (1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月、公正取引委員会)の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買いたたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)  
の創設について**

令和4年4月

内閣府地方創生推進室



## コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(抜粋)

前文

令和4年4月26日  
原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

第四の柱は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援である。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する新たな枠の創設による地域の実情に応じたきめ細かな生活困窮者対策の実施など真に生活に困っている方々への支援措置を強化するとともに、緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限の延長を行う。また、孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援を行うとともに、学校給食費等の保護者負担の軽減促進等を図る。

## IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

## 1. 生活困窮者等支援

- 真に生活に困っている方々への支援措置の強化(厚生労働省、内閣府)
  - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(児童一人当たり一律5万円)をプッシュ型で給付する。
  - 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図る。
  - 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和する。
  - あわせて、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者について、地域の実情に応じ、きめ細かに対策を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、必要な支援を迅速に行う。

## コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(抜粋)

- 学校給食等の負担軽減等(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省)
  - 地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うとともに、学校の冷暖房費等について、今後の状況等も勘案しつつ、地方交付税等により必要な支援の取組を進める。
  
- 3. 地方公共団体の実施する対策への支援
  
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(内閣府)
  - 地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設**

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額: 1兆円(コロナ予備費0.8兆円+既定予算0.2兆円)

○交付対象: 都道府県及び市町村

○対象事業:

(生活支援)	(産業支援)
<p>コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業</p> <p><b>【取組例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に困窮する方々の生活支援 (住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援)</li> <li>・学校給食費等の負担軽減</li> <li>・子育て世帯の支援 (子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ)</li> </ul>	<p>コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業</p> <p><b>【取組例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 (事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)</li> </ul>

○算定方法: 人口や感染状況等を基礎として算定  
※1兆円のうち0.8兆円を先行して交付

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）  
 の活用が可能な事業（例）

R4/4/28時点

総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体が実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乘せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能です。

本表は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

生活者支援に関する事業

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
- ・ 生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
- ・ 生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
- ・ 在留外国人労働者等に対する就労支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
- ・ 特別支援学校の給食費の利用料の負担軽減
- ・ 学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援
- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
- ・ 地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

事業者支援に関する事業

◆ 事業継続等

- ・ 事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
- ・ 事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
- ・ 仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援
- ・ テナントに対する家賃などの固定費支援
- ・ 中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
- ・ 再生可能エネルギーの導入に向けた支援
- （農林水産）**
- ・ 漁業者、農林業者に対する経営支援
- ・ 漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援
- （運輸・交通）**
- ・ 鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
- ・ 地域の物流の維持に向けた経営支援
- （観光）**
- ・ 宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
- ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援
- （生活衛生）**
- ・ 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援

関交企第49号  
令和4年5月10日

各都県知事 殿  
各市町村長 殿

関東運輸局長

## 地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用による 事業者支援に関するご協力をお願い

平素より国土交通行政の推進に、格別のご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、交通事業者については、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、昨今の原油価格の高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況におかれているところです。

この度、令和4年4月26日の第2回「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」が決定され、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施することを目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設することが定められました。

これを受けて、内閣府において、令和3年度補正予算で計上した地方創生臨時交付金における地方単独事業分1.2兆円のうち留保していた2,000億円及び令和4年4月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用により臨時交付金に措置された8,000億円の合計1兆円を活用することで「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者等に対して支援が実施されるよう臨時交付金を追加配分することとしております。

同交付金については、これまででも多くの自治体において感染症対策経費や運行継続のための補助などの交通事業者向けの支援を行って頂いておりますが、今般の総合緊急対策においても、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用することにより、「農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする」とされており、鉄道・バス・タクシーなどの地域公共交通の経営支援や、地域の物流の維持に向けた経営支援、観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援等にご活用いただくことが可能となっております。

去る4月18日にも事業者支援に関するご協力についてお願いしたところですが、今般地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことから、当該総合緊急対策の趣旨も踏まえ、都道府県知事及び市町村長の皆様におかれましては、厳しい状況にある事業者に対する支援について、改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

### 【送付資料】

- (資料1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について(内閣府地方創生推進事務連絡(令和4年4月28日))
- (資料2) 地方創生臨時交付金を活用した地域公共交通支援について
- (資料3) ガソリンなどの価格推移
- (資料4) 地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策について
- (資料5) 関東運輸局管内の状況

以上

令和3年5月

各業界団体等の皆様

国税庁酒税課  
厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
農林水産省食料産業局食品流通課  
農林水産省食料産業局食品製造課  
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室  
国土交通省総合政策局物流政策課  
国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室  
国土交通省自動車局貨物課

## 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン 加工食品、飲料・酒物流編」の周知のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送業においては、ドライバーの長時間労働及びそれを一因とするドライバー不足が大きな課題となっており、これまで、30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多い品目（加工食品、建設資材、紙・パルプ）についてサプライチェーンごとの懇談会を立ち上げ、課題整理や改善策について検討を行い、その結果を踏まえ、令和2年5月に各品目のガイドラインを策定しました。

令和2年度は、引き続き荷待ち時間の発生件数が多かった飲料・酒物流について、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携した飲料・酒合同会議を設置し、実証実験などを通してサプライチェーン全体での検討を実施してきました。

今般、飲料・酒合同会議において、実施した実証実験で得られた結果などを中心に、加工食品懇談会において策定した上記ガイドラインを、「加工食品物流編」から「加工食品、飲料・酒物流編」へ改訂しました。

つきましては、本ガイドラインを通して、幅広い関係者の皆様に加工食品、飲料・酒物流特有の課題について意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に向けて取り組んでいただけるよう、傘下事業者等の関係者へのご周知にご協力をお願い申し上げます。

<ガイドライン及び懇談会の掲載HP>

・ [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000106.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000106.html)

<ガイドライン報道発表>

・ [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000230.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html)

敬具

【本件に関するお問い合わせ】

国土交通省自動車局貨物課 池澤、上中

電話：03-5253-8111(内線 41313) FAX：03-5253-1637

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取組を促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。
- 認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」・「二つ星」に加えて令和5年度から新たに「三つ星」の申請を受け付ける。



## 1. 認証の審査要件

- A: **法令遵守等**、B: **労働時間・休日**、C: **心身の健康**、D: **安心・安定**、E: **多様な人材の確保・育成**、F: **自主性・先進性等**の6分野についての取組要件を満たしていること。  
 ※ Fは「二つ星」「三つ星」のみ。「一つ星」では参考点として点数化。  
 ※ 「三つ星」においては、B、C、Eについて認証項目を追加。
- 「三つ星」においては、A～Fの認証項目に加え、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などの記載欄を設け、事業者の改善に向けたPDCAが適切に回っているかについても審査。

## 2. 申請方法

- 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。  
 ※ 審査料: 55,000円\* + 3,300円 × 営業所数(本社除く)  
 (\*: インターネットによる電子申請の場合、33,000円に割引。  
 電子申請による「一つ星」の継続申請の場合、16,500円に割引。)  
 ※ 登録料: 66,000円 + 5,500円 × 営業所数(本社除く)  
 ※ 料金は全て税込。  
 ※ 「三つ星」の審査料・登録料については、後日日本海事協会より公表。

## 3. 認証事業者数 令和5年6月1日現在

トラック事業者	2,613社(一つ星1,906社、二つ星 707社)
バス(貸切・乗合)事業者	284社(一つ星 177社、二つ星 107社)
タクシー事業者	871社(一つ星 616社、二つ星 255社)
合計	3,768社(一つ星2,699社、二つ星1,069社)

## 4. スケジュール (予定)

- 「一つ星」新規・継続 / 「二つ星」新規  
 受付期間: 令和5年7月18日～9月15日  
 認証事業者の公表: 令和6年2月以降順次
- 「三つ星」新規  
 受付期間: 令和5年9月19日～10月16日  
 認証事業者の公表: 令和6年3月以降順次

## 5. 認証取得によるインセンティブ

- 厚生労働省と連携し、**ハローワーク**における求人票への**認証マークの表示**や、認証事業者と求職者の**マッチング支援**を実施。
- **求人エージェント**等の認定推進機関の協力を得て、「**求人サイト**」に認証事業者の**特集ページの掲載**、「**設備改修工事の料金割引**」等も実施中。
- 令和4年度第2次補正予算による**補助金**における認証事業者の**優遇等**も実施。また、「二つ星」・「三つ星」の認証事業者のうち対面での審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定の整備も実施予定。

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

トラック・バス・タクシードライバーのための「働きやすい職場認証制度」

※正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」

## 安心を伝える！ 人が集まる！

認証があるなら安心！  
ドライバーの仕事、  
やってみようかな。

働きやすい職場  
認証

職場環境は心配なさそう。  
だから、私も  
チャレンジできるかも！

働き方改革や職場環境改善の取り組みを  
“見える化”して業界に人材を呼び込もう

### 国土交通省・関係団体からのメッセージ



国土交通省  
自動車部長 堀内 丈太郎 氏

自動車運送業界は、長時間労働や低賃金などを要因とした人手不足が続いており、運転者を確保・育成していくためには、労働条件や労働環境改善のための取り組みが重要であると考えております。「働きやすい職場認証制度」は、各事業者によるこれらの取り組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、ドライバーへの就職を促すことを目的として、国土交通省にて創設した制度です。本制度を多くの事業者の力に取得いただくことで、自動車運送業界の人手不足問題を解決していきたいと考えております。国土交通省としても、制度の普及・広げやインセンティブの充実など、本制度がよりよいものとなるよう、積極的に取り組んでまいります。



公益社団法人 全日本トラック協会  
副会長 経営改革・情報化委員会委員長 庄子 清一 氏

2024年4月の就業時間上限規制の導入がいよいよ迫ってきております。いままでもなく、トラック業界の職種には、業績引上げによる収益確保と抱い手であるドライバー確保が不可欠です。そのためには、労働環境・労働条件を改善し、トラックドライバーの職業としての魅力を高めていく必要があります。さらに、こうした改革に積極的に取り組んでいる事業者であることを業界内外に「見える化」することが大変重要です。トラック業界に優秀な人材を呼び込む契機として、この働きやすい職場認証制度を積極的に活用しましょう。



公益社団法人 日本バス協会  
理事長 石指 雅啓 氏

新型コロナウイルスや経済危機の影響によりバス業界は厳しい状況に直面していますが、行動規制・入場規制も徐々に緩和され始めるが見えつつあります。バスは地域生活の生活を支える交通インフラとして大きな役割を果たしています。働き方改革や改善推進委員の改定により運転者の待遇改善が進められており、バス業界として真摯に取り組んでいます。「働きやすい職場認証制度」は、事業者がドライバーが安全運転に力ができるよう労働環境の改善に努めていることを広く示すものです。求職者がバス事業者を就職先として選ぶ際に参考にできるもので、バス業界の発展である運転者不足解消の切り札になるものと期待しております。



一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会  
副会長 武居 利春 氏

新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、ヒート・ライドシェア問題、高料高運賃問題など、タクシー業界を取り巻く環境は厳格化してきています。今後タクシー業界が国民生活を支える地域公共交通機関として、また魅力ある産業として生き残るためには、タクシー利用者の利便性の向上を図るとともに、生産性の向上を図っていく必要があります。さらに、若者や女性の乗務員の確保と育成を進めることも重要です。その実現には、事業者自らが働き方改革を進めることが不可欠であり、そうした努力をしている事業者であることを、職を求めた人に見せるためにも、ぜひ、働きやすい職場認証制度を活用していただきたいと思っております。

申請期間 2023年度: 一つ星 新規・継続 二つ星 新規  
2023年7月18日～2023年9月15日 2023年度: 三つ星 新規  
2023年9月19日～2023年10月16日

審査料がトクな電子申請を是非ご利用ください！

### 使っています！認証マーク！

▲ 働きやすい職場認証ステッカー

**ハローワークでも効果てきめん！**  
認証取得事業者はハローワークでのサポートが手厚く、求職者の目にとまりやすい求人票も作成できます。その効果が、女性ドライバーへの応募がありました。

**会社説明会で採用効果も発揮！**  
職場環境の改善に力を入れてきましたが、自社で宣言しても説得力がありませんでした。今回、第三者機関からの認証取得を前面に出すことで採用に効果が表れています。

**高校教員や親団さんへの安心感が違います！**  
国土交通省が創設した認証ということもあり、高校教員採用の際、教員や親団さんに「安心な就職先」と納得していただき、会社説明がしやすくなりました。

**認証マーク表示で職場づくりのアピール！**  
認証について「労働環境や労働条件の改善に積極的に取り組んでいる事業者を認定するマークです」と説明することで、職場作りについて具体的に説明しやすくなりました。

### 認証取得によるインセンティブ

**国土交通省の監査について**  
「二つ星」「三つ星」の認証事業者のうち対応による審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを前提とした監査の対象から除外することができると規定を設けました。

**国土交通省の補助金(2022年度実績)**

- トラック関係
  - ・テールゲートリフター導入支援: 申請件数が予算額を超えて抽選を実施する場合、本認証制度取得事業者等を優先
  - ・予約受付システム等支援及び大型等免許取得支援: 本認証制度取得事業者等が申請対象(予定)
- バス・タクシー関係
  - ・二種免許取得支援: 子育の範囲内で本認証制度取得事業者を優先

制度の概要、申請の詳細など案内はこちらから  
<https://www.untenshoshokuba.jp/>

国土交通省 運転者職場環境良好度認証制度 経理実務団体  
一般社団法人 日本海事協会 交通物流部  
〒102-8567 東京都千代田区北洲4-4-7 TEL: 03-5226-2412



「働き方改革関連法」において、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行の5年後(令和6年4月1日)に、**年960時間**の上限規制が適用される。

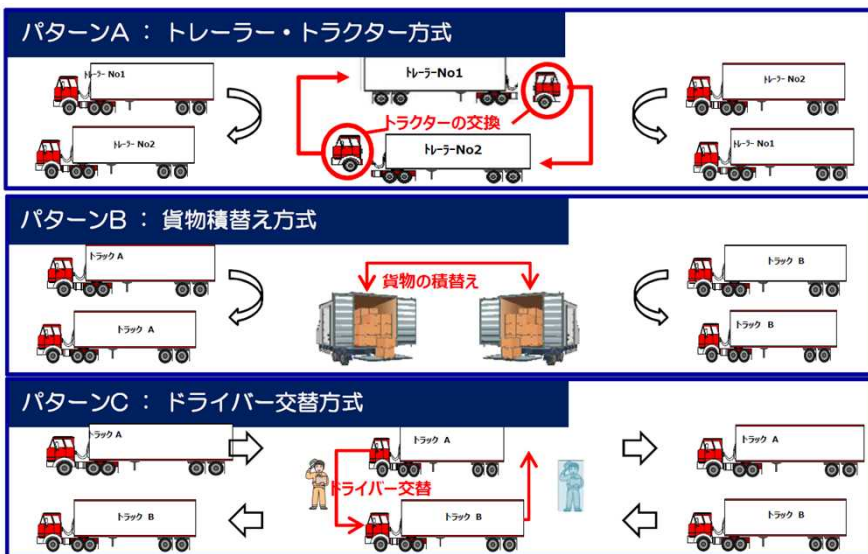
	従前の規制	「働き方改革関連法」による見直し
原則	(1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (臨時的で特別な事情がある場合、 <b>上限なし</b> ) <b>特別条項</b>	2019年4月～ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 特別条項でも上回ることはできない時間外労働規制(年720時間等)
自動車運転者	<u>「改善基準告示」により拘束時間、運転時間等を規定</u> (貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象)	2024年4月～ ・ <u>時間外労働年960時間</u> (休日労働を含まず) ・ <u>「改善基準告示」の改正</u>

## 中継輸送

ドライバーの拘束時間短縮を目的として、1つの輸送行程を複数のドライバーで分担し貨物を輸送する輸送形態。



## ■ 輸送方式



国土交通省「中継輸送の実施に当たって(実施の手引)」

### ○トレーラー・トラクター方式(ヘッド交換方式)

- ・中継拠点でトラクターの交換をする方式。
- ・牽引免許を持っている運転者同士で行う必要があるが、貨物積替方式に比べて短時間の作業で済む。

### ○貨物積替え方式

- ・中継拠点で貨物を積み替える方式。中継拠点での積替作業が必要となる。
- ・貨物の積替ではなく、荷台を交換する場合もある。

### ○ドライバー交替方式

- ・中継拠点でドライバーが交替する方式。

時間外労働規制の適用等によるドライバー不足(2024年問題)を見据え、中継輸送の普及・実用化を推進。

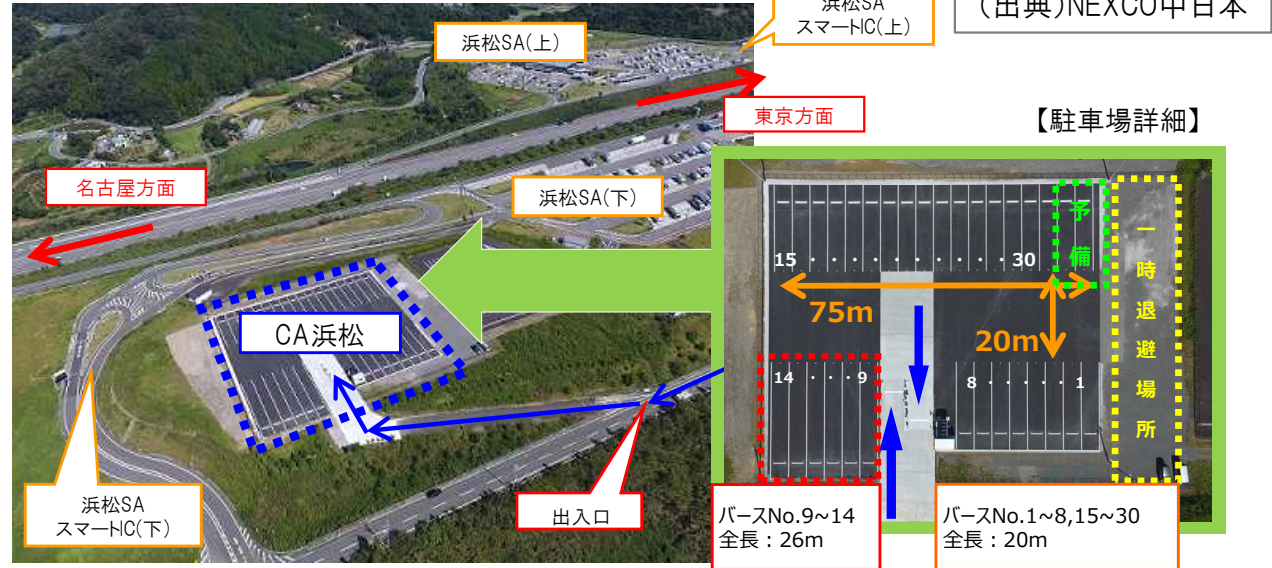
## コネクタエリア浜松(静岡県)

○スマートICが設置された新東名・浜松SAに隣接する中継物流拠点をNEXCO中日本と民間事業者が共同で整備。(H30年9月～事業開始)

【位置図】



【全景】

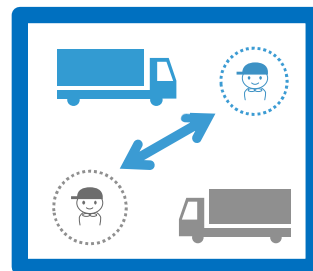


## 山陽自動車道 宮島SA(広島県)

○関西-九州間の中継輸送拠点ニーズ把握・効果検証のため、両地域の中に位置する宮島SAにおいて中継輸送の実証実験を実施。(R4年2月～3月)



【ドライバー交替方式】

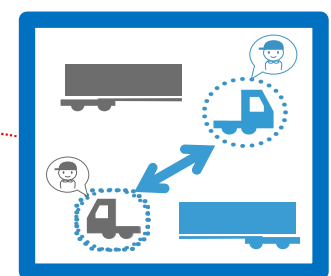


## 道の駅もち米の里☆なよろ(北海道)

○幹線道路(国道40号)沿いに立地し、大型の駐車スペースや休憩機能等を有する「道の駅」を拠点とした実証実験を実施。(R3年11月、R4年11月)

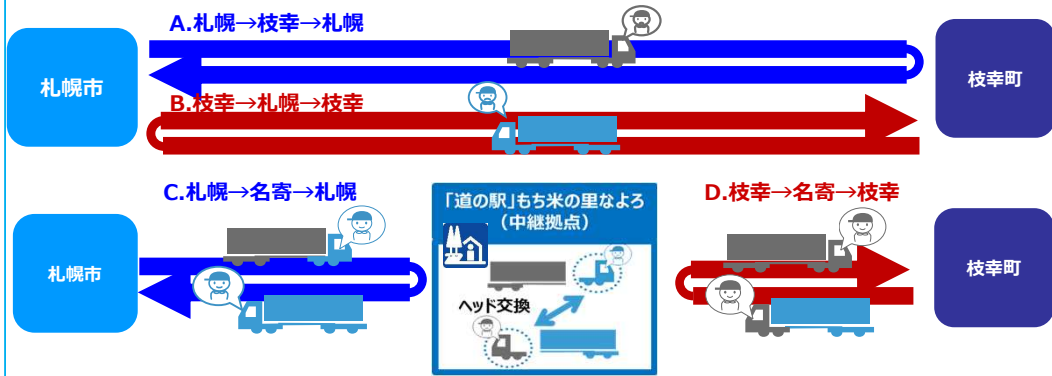


【ヘッド交換方式】

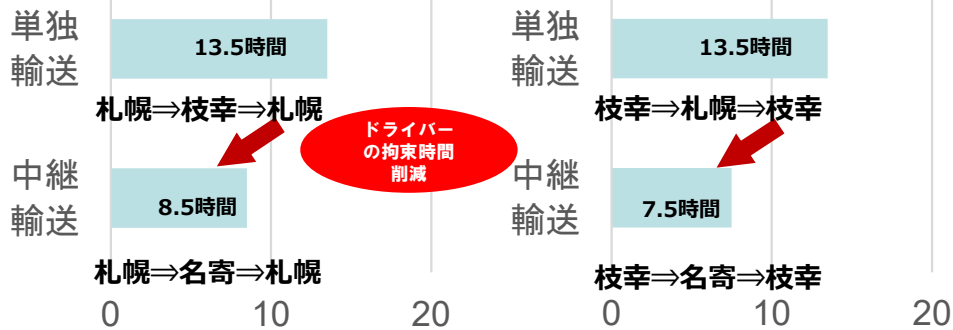


## 道の駅「なよろ」(北海道)での実験 (R3.11)

### 概要



### 結果と参加企業・ドライバーの声



#### 運送事業者

働き方改革のため中継輸送は必要不可欠。安定的なサービスの提供のため各地域にある道の駅を活用した輸送方法は今後極めて重要になると思う。

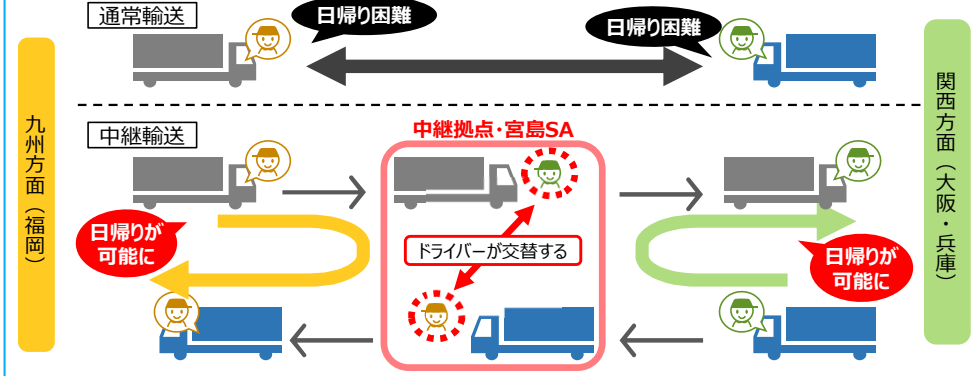


#### トラックドライバー

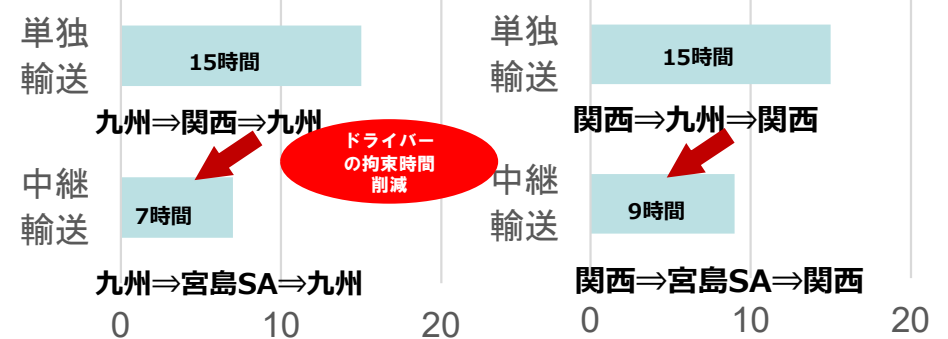
一般車両と分離した動線や専用の駐車スペース、トレーラーやヘッドの一時保管スペースがあるとよい。

## 山陽自動車道 宮島SA (広島県)での実験 (R4.2~R4.3)

### 概要



### 結果と参加企業・ドライバーの声



#### 運送事業者

- ・日帰りが可能になる。
- ・IC周辺に駐車施設やドッキング場を整備してほしい。

#### トラックドライバー

- ・日帰りが可能となり、車中泊の負担が軽減された。
- ・ぜひ導入してほしい。
- ・中継待ち合わせ時間のロス短縮が課題。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年3月1日

自動車局貨物課

## トラック運送業に係る標準的な運賃の一部として、燃料サーチャージの算出方法等を告示しました

～ トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進します ～

令和2年4月に告示した「標準的な運賃」の一部として、「燃料サーチャージの算出方法等」を告示しました。燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備することにより、トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進します。

### 1. 背景

平成30年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第96号）に基づき、運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃收受を支援するため、令和2年4月に、「標準的な運賃」を告示しました。

「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年などの経営改善につながる前提を置いて、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示しています。

令和4年末時点で「標準的な運賃」の届出率は52%まで上がりましたが、燃料サーチャージの設定・收受については、「標準的な運賃」の解釈通達においてのみ位置づけられていたため、より広く関係者に周知することが課題とされていました。

### 2. 概要

今般、燃料サーチャージの設定・收受が、「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来、「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）」において定められていた燃料サーチャージの算出方法等を、新たに告示として定めることとしました。

今後、新たな告示について、トラック事業者や荷主への周知・浸透に取り組み、トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進してまいります。

（参考）

なお、運輸審議会において検討した結果、本件については、同審議会への諮問を不要とする軽微な事案に認定<sup>（※）</sup>されています。

※ [https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00\\_hh\\_000238.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000238.html)

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 羽田野

TEL：03-5253-8111（内線：41323）、03-5253-8575（直通）

令和 5 年 3 月 13 日

厚生労働省  
国土交通省

## 自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の 適用に向けた周知について（トラック運転者）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、国土交通省においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、厚生労働省においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、別添を御活用いただき、トラック事業者の皆様におかれましては、上限規制及び改正された改善基準告示の適用に向けた準備を開始いただくとともに、荷主等の皆様におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」について

### (名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会は、経済団体、労働団体、荷主関係団体、荷主、トラック運送事業関係団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 構成員については、委員の承認を得て増員することができる。

### (協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 東京都におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 東京都におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

### (協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて事務局が招集する。

2. 協議会には委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

### (ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、事務局が指名した委員等により構成する。

### (事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、東京労働局、東京運輸支局及び一般社団法人東京都トラック協会が共同で行うものとする。

### (その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月13日から施行する。